令和５年度（第６７回）

船員労働安全衛生月間活動報告

神戸地方船員労働安全衛生協議会
船員災害防止協会神戸支部

令和５年度（第６７回）船員労働安全衛生月間を終えて

神戸地方船員労働安全衛生協議会
会長　瀧源　創八

本年度の船員労働安全衛生月間は、暑さが厳しい中、また、大変お忙しい中、活動委員の皆様方におかれましては、月間活動へのご参加、ご協力いただき誠にありがとうございました。

特に訪船指導におかれましては、例年以上に高い気温の対応となったこと及び新型コロナウイルスやインフルエンザ感染対策等により、大変ご苦労が多かったものと思います。本当にお疲れ様でした。

今年度の月間活動は、神戸地区（神戸港、東播磨港、洲本港）での「訪船指導」、「海中転落者救助訓練」、「船員無料健康相談」を実施し、但馬地区（８月実施）においては、「訪船指導」、「生存対策講習会」を実施する等、コロナ前とほぼ同じ規模の活動となっております。

船員の災害の防止、健康確保及び快適な船内環境で安心して働ける魅力ある職場の実現を目指して、昭和３２年に始まった安全衛生月間活動は今年度で６７回目となります。

神戸運輸監理部管内の状況を見たところ、令和４年度に２件の死亡事故が発生しております。

また、令和４年度おいて三日以上の休業を伴う災害発生数は、３４件であり、災害発生率は０．８８％となっております。

以上のことから、死亡・重大事故「ゼロ」と災害発生率の低下を目指し、今後も引き続き船員の災害防止と健康確保について注視を続け、取組みを推進して参りたいと思いますので、皆様ご協力の程お願い申し上げます。

最後に月間中の皆様方のご協力に改めて感謝申し上げまして、私の挨拶とさせて頂きます。

目　　次

Ⅰ　令和５年度（第６７回）船員労働安全衛生月間実施要領････････････････････　１

Ⅱ　船員災害防止大会宣言･･･　４

Ⅲ　令和５年度（第６７回）船員労働安全衛生月間活動状況

１．月間開始式、船員災害防止大会等の開催･･････････････････････････････　５

２．広報活動･･･　６

３．安全・衛生に関する訪船指導･･　７

４．船員無料健康相談の実施･･･　８

５．安全講習会等の開催･･　９

６．活動委員等･･･　９

◎　年間を通じた活動について･･･１０

月間活動実績関係資料

＜資料１＞令和５年度（第６７回）船員労働安全衛生月間活動実績････････１２

＜資料２＞月間開始式並びに船員災害防止神戸大会　次第････････････････１３

＜資料３＞月間関係　新聞等掲載記事･･････････････････････････････････１４

＜資料４＞船員労働安全衛生月間　広報活動状況調査　結果概要･･･････････１７

＜資料５＞月間中の訪船指導船舶数････････････････････････････････････１８

＜資料６＞令和５年度　月間訪船指導結果･･････････････････････････････１９

＜資料７＞船舶飲用水の水質検査結果･･････････････････････････････････２１

＜資料８＞事故撲滅のための調査表　集計結果･･････････････････････････２２

＜資料９＞令和５年度(第６７回)船員労働安全衛生月間活動委員名簿･･････２４

◎　神戸地方船員労働安全衛生協議会・構成員名簿････････････････････････２６

Ⅰ　令和５年度（第６７回）船員労働安全衛生月間実施要領

１．スローガン

安全な 航海祈ると 家族の便り 無事故に備える 守り札

２．実施期間

令和５年９月１日～９月３０日

３．実施事項

協議会会員を中心に活動委員を選出し、総務班、安全指導班、衛生指導班を編成し、関係官公署・関係団体の協力を得て以下の事項を実施する。

(1) 広報活動

① ポスター、標語ビラ、パンフレット等の作成配付

船員災害防止協会等が作成したポスター、標語ビラ、パンフレット等を海事関係者の事務所、船客待合所等関係者の目につきやすい場所に掲示し、幅広く月間運動の趣旨を周知する。

また、啓発用グッズや構成員からの寄贈品を、関係団体等を通じて船舶所有者や船員に配付するとともに、訪船指導時、期間中に開催されるイベント等においても同様に配付する。

② 報道機関等の活用

月間運動を啓発するため、運動期間中に実施する諸行事について、報道機関を活用するとともに、関係団体等の会報、機関誌（紙）に掲載依頼をする。

③ 懸垂幕、横断幕、のぼりの掲揚

月間運動を広報するため、海事関係者の協力を得て、「船員労働安全衛生月間」と銘入れた懸垂幕・横断幕・幟を、関係機関の事業所、船客待合室等の関係者の目につきやすい場所に掲揚する。

④ 緑十字旗の掲揚

安全衛生意識の高揚を図るため、関係者に対し緑十字旗の掲揚を依頼する。

(2) 月間開始式並びに船員災害防止大会の開催

海事関係者が一堂に会し、月間運動を契機に、より一層安全意識の高揚を図り、船員災害の撲滅を期するため、船員災害防止協会神戸支部と共催で、月間開始式並びに船員災害防止大会を開催する。（９月１日開催予定）

併せて、安全衛生に関する特別講演会を開催する。

(3) 安全衛生に関する訪船指導等

神戸運輸監理部・本局管内の神戸港をはじめとした各港内に停泊中の船舶を重点的に訪船し、乗組員とともに船内を巡回のうえ、安全衛生チェックリストに基づき点検を実施する。点検の結果、不安全な状態が認められる船舶については、船長に改善を指導するとともに、その船舶所有者に対しても改善を要請する。

点検に当たっては、「安全衛生の手引き」を各船舶において配付し、船内安全衛生委員会の設置や船内の食事管理、医療報告書の備置・活用といった改正事項を踏まえた指導を行う。

安全指導班及び衛生指導班はそれぞれ以下の事項に留意して指導を行う。

①安全指導班

- 海中転落防止のため、その起因となっている転倒・つまずきの防止のため安全な通路・足場の確保状況や転落危険箇所への安全索・安全ネット等の設置状況を確認し、改善の必要がある場合には、船長に是正措置を求めるなど指導を行う。
- 海中転落の際の存命率向上のため、作業用救命衣の着用を徹底する。また、周囲に人がいない状況での原因不明の海中転落が多い事から、単独での作業は避け、万一の転落時にも迅速に救助が行えるよう指導する。
- 協議会地区内の船舶所有者を対象として、８月に「事故撲滅のための自己点検シート」を活用し、月間開始前に自主点検を促す。

②衛生指導班

- 船内飲用水に係る月に１回以上の遊離残留塩素の含有率の検査の実施及び年に１回以上の公的検査機関による水質検査の受検、清水タンク等の洗浄実施の徹底を図るとともに、３検体程度を目処に訪船時の採水検査を実施する。

(4) 訪社指導

船舶所有者及び漁協等の関係団体を訪問し、安全衛生管理体制の指導を行う。特に安全衛生委員会を設置している会社においては、活動状況を調査するとともに、船内労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促す。

(5) 船員無料健康相談の実施

関係医療機関の協力を得て、神戸港及び東播磨港において、船員無料健康相談を実施し、メンタルヘルスの確保、メタボリックシンドローム等による生活習慣病を中心とした健康確保対策を推進する。

(6) 高年齢船員の死傷災害の防止

高年齢船員の「慣れ」からくる油断や、高齢化に伴う体力・筋力の低下による死傷災害を防止するため、自らの体力等の把握、良好なチームワークの構築、滑り止め等の設備の整備等、その防止対策の指導を行う。

(7) 若年船員に対する安全衛生指導の充実

訪船指導時に、船長をはじめとする熟練船員によるノウハウの伝承や、チェックリストを用いて作業基準等を点検・改善する安全衛生管理手法を通じた教育・指導を促す。

(8) メンタルヘルスに対する対策

疾病発生件数に増加が見られるメンタルヘルス対策として、船員の健康無料相談や特別講演会等活用し、メンタルヘルスに対する知識及び意識の向上に努める。

(9) 感染症に対する対策

インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症については、それぞれの感染症に応じた予防対策を徹底させる。

(10) 月間運動の実施状況の取りまとめ及び報告

今後の船員災害防止活動に資するため、月間報告会を神戸及び但馬地区を対象に開催し、月間運動の実施状況の取りまとめ及びその評価を行うとともに、訪船等で明らかになった船員の安全衛生面についての問題点を整理する。

また月間中の諸行事の実施状況等を冊子にとりまとめ、関係者に配布する。

Ⅱ　船員災害防止大会宣言

昭和 32 年度に始まりました船員労働安全衛生月間は、本年度で 67 回目を迎えます。
この間、関係者皆様のご努力により、船員の死傷災害・疾病の発生率は着実に減少して参りました。ただ、ここ 10 年以上その減少傾向は鈍っており、近年の発生事例を基に、発生状況を再認識し、同様の災害疾病の発生を防止するための更なる努力が求められている状況です。

現在、我が国では、少子高齢化により中長期的な生産年齢人口の減少、様々な業種で担い手の確保が大きな課題となっております。船員も全く同様の状況です。特に、内航船員は、死傷災害や疾病の発生率が高い 50 歳以上が全体の約半数を占めており、働き方改革の一環としてその健康確保を図ることは、担い手の確保の観点からも重要な課題となります。

災害や疾病による船員の休職や離職は、ご本人やご家族にとり深刻な事態であることは勿論、海運業・漁業の業界にとりましても人的財産の大きな損失となります。私たち船舶所有者・船員は、ともに、安全衛生管理体制の整備をはじめ災害を防止する活動に積極的に取り組み、船員が働き甲斐、生き甲斐をより強く感じることができ、ご家族が更に安心して送り出せる職場環境を確立することが強く求められております。

令和 5 年度船員災害防止実施計画では、最新の事故事例を踏まえ、
- 作業時を中心とした死傷災害防止対策、
- 海中転落・海難による死亡災害防止対策、
- 漁船における死傷災害防止対策、
- 船舶の設備などハード面での安全対策の推進、
- 船員の健康確保対策、
- 新型コロナウィルス感染症などの感染症予防対策、
- その他の健康管理上の取り組み、
- ハラスメント防止とメンタルヘルスの確保
- IT を活用した健康管理の推進、
- 年齢構成を踏まえた死傷災害・疾病への対策、

などが重点分野と位置付けられています。これら重点対策の取り組みを、船員労働安全衛生月間の指導に反映し確実に実施するとともに、労働時間、労働負荷の軽減にも努め、安全で魅力ある職場づくりに取り組まなければなりません。

私たちは、令和 5 年度第５６回船員災害防止神戸大会を開催し、第 67 回船員労働安全衛生月間のスローガン「安全な航海祈ると家族の便り　無事故に備える守り札」の下、初心に立ち返って、船員災害の減少を目指して大いなる成果を上げるべく、ご家族も一体となった日々の活動を推進していくことを誓い、ここに宣言致します。

令和 5 年 9 月 1 日

船員災害防止協会神戸支部長　酒井　隆司

Ⅲ　令和５年度（第６７回）船員労働安全衛生月間活動状況

令和５年度（第６７回）船員労働安全衛生月間では、**“安全な航海祈ると家族の便り無事故に備える守り札”**をスローガンに掲げ、船内での安全かつ衛生的な作業環境・居住環境を実現し、安心して働ける魅力ある職場づくりを目指して、当協議会月間実施要領により集中的に諸活動を展開した。

今年度の月間活動では、昨年度までの新型コロナウイルス感染対策により規模の縮小を余儀なくされた活動についても精力的に実施した。**＜資料１＞**

１．月間開始式、船員災害防止大会等の開催

９月１日に、船員災害防止協会神戸支部との共催により、**月間開始式並びに船員災害防止神戸大会**を開催した。**＜資料２＞**

今年度は、海事関係者５５名の参加があり、船員労働安全衛生月間活動を通じて安全衛生意識の高揚を図り、船員労働災害の撲滅と船員の健康確保へ向けた諸活動を積極的に推進していく旨参加者で確認を行った。

＜月間開始式・挨拶（左から瀧源会長、酒井支部長、臼井監理部長）＞

船員労働安全功績者表彰では、「海中転落者救助訓練」を実施するなど、多年にわたり協議会の月間活動実施に協力貢献した功績により、大阪湾パイロットボート株式会社と大阪湾水先艇株式会社に対し感謝状を授与した。

＜月間開始式・功績者表彰＞

また、開始式に併せて、「船員の為の腰痛予防対策」と題し、一般財団法人神戸マリナーズ厚生会　神戸マリナーズ厚生会病院　リハビリテーション科係長　清水啓介氏をお招きし、特別講演会を開催した。

＜特別講演の様子＞

２．広報活動

月間活動の趣旨や月間行事を周知するとともに、安全衛生意識の高揚を図るため種々の広報活動を実施した。

(1) ポスター、パンフレット等の配布

① 月間啓発の各種ポスターやその他安全衛生に関する取組みを促すパンフレット等を関係団体、関係官公署等に配布し、事務所・ロビー等へ掲示依頼した。また、訪船指導時には各船舶にて同様に配布し、船内での掲示を依頼した。

② 当協議会が作成した啓発用グッズを、構成員より寄贈されたバンドエイド、ウェットティッシュ、ポケットティッシュを併せて広報物として関係団体、関係官公署等に配布した。

(2) 報道機関等に対する広報

月間期間中に実施する主な行事・日程等について神戸海運記者クラブ等を通じて報道機関に発表し、但馬地区の訪船活動と月間開始式に関する記事が新聞で取り上げられた。**＜資料３＞**

(3) 懸垂幕、のぼりの掲揚

「船員労働安全衛生月間」の懸垂幕・のぼりを次の箇所に掲げた。

・神戸地区

メリケンパーク
サニーピアクリニック
事務所（神鋼物流(株)）

・但馬地区

但馬漁業協同組合香住支所
但馬漁業協同組合柴山支所
浜坂漁業協同組合本所
浜坂漁業協同組合諸寄支所

(4) 広報活動状況調査

効果的な月間活動の実施のため、海事関係者がそれぞれ実施している周知広報活動の状況について、総務班活動委員を対象に調査を実施した。協議会や船員災害防止協会等が作成・配布している既存の資料・広報物を活用した周知広報が中心となっている事が確認された。**＜資料４＞**

３．安全・衛生に関する訪船指導

(1) 訪船指導

指導員が**８３隻（一般船舶４５隻、漁船３８隻）**に訪船した。月間の趣旨の徹底を図るとともに、安全な作業環境と衛生的な居住環境の実現に向け、チェックリストに基づき点検を実施した。また、別途旅客船３隻に対して、船舶飲用水の水質検査を実施した。**＜資料５・６・７＞**

【訪船指導における主な指導事項】

漁船については、船内一部につまずき防止の安全カバー又は警戒塗色の措置が講じられていない船舶が確認されたため、早急に改善するよう指導した。

一般船舶については、特に指導事項はなかった。

＜訪船指導の様子（神戸地区）＞

＜訪船指導の様子（但馬地区）＞

⑵　「事故撲滅のための調査」の実施

当調査は、船舶所有者（漁船を除く）にチェックシートを活用した点検により、自船の安全レベルを把握し、今後の安全対応に繋げることを目的に実施した。

配布数１１３者のうち、６８者（船舶数２１０隻）から回答があり、調査結果は**＜資料８＞**のとおりである。

４．船員無料健康相談の実施

神戸掖済会病院（東播磨港）、神戸マリナーズ厚生会病院及びサニーピアクリニック（神戸港）の３機関により、船員無料健康相談（血圧測定、尿検査、血液検査（サニーピアクリニック実施分を除く）、問診含む）を実施し、計**７０名**が参加した。

＜船員無料健康相談の様子（東播磨港）＞

＜船員無料健康相談の様子（神戸港）＞

５．安全講習会等の開催

９月１５日に洲本港において、**「海中転落者救助訓練」（主催：大阪湾パイロットボート株式会社、参加者７０名）**が実施され、海難等発生時に必要な知識・技術の習得を図った。

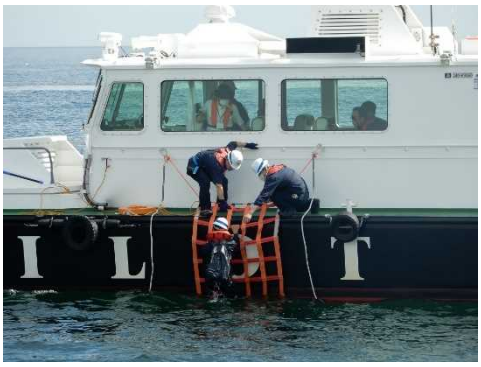

＜海中転落者救助訓練の様子＞

６．活動委員等　＜資料９＞

総務班	２７名	安全指導班	１７名
衛生指導班	３名	事務局	４名
		合計（延べ）	**５１名**

◎年間を通じた活動について

例年、９月の月間期間以外においても、関係団体や関係官公署と協力し、船員労働災害の撲滅・船員の健康確保に向けた諸活動に取り組んでいる。

１. 生存対策講習会

浜坂漁港において、船員災害防止協会神戸支部主催で生存対策講習会を開催した。

【参加数】４５名

【実施日】令和５年７月２８日(金)

【会　場】浜坂漁業協同組合

＜講習内容＞

・座学「救命訓練の必要性と船体放棄に際しての心構えについて」

船員災害防止協会　事業部長　若林　庸夫氏

・実技「膨脹式救命いかだの構造、離脱方法、投下展張、反転、修正等について」

(艤装品説明、落下傘付信号・信号紅炎等の使用実演を含む)

船員災害防止協会　技術講師　関根　猛氏

月 間 活 動 実 績 関 係 資 料

＜資料1＞

令和５年度（第６７回）船員労働安全衛生月間　活動実績

月日	曜日	行事名	実施場所	訪船隻数	採水隻数	指導員等参加数	健康相談参加数	講演会等参加数
8/23	水	但馬地区活動委員総会	兵庫県但馬県民局　豊岡農林水産振興事務所　但馬水産事務所					12
		但馬地区訪船安全指導	香住港	14		18		
8/24	木	但馬地区訪船安全指導	柴山港	7		17		
			浜坂港	3		10		
			諸寄港	2		8		
8/25	金	但馬地区訪船安全指導	津居山港	12		17		
9/1	金	・月間開始式並びに船員災害防止神戸大会 ・特別講演「船員の為の腰痛予防対策」	神戸第2地方合同庁舎					55
9/1	金	訪船安全指導	神戸港	3		6		
9/4	月	訪船安全指導	神戸港	3		6		
9/7	木	訪船安全指導	神戸港	1		4		
9/8	金	訪船安全指導	神戸港	2		4		
9/12	火	訪船安全指導	神戸港	1		4		
9/13	水	船員無料健康相談	東播磨港				16	
		訪船安全指導	神戸港	1		3		
9/14	木	訪船安全指導	神戸港	2		5		
9/15	金	海中転落者救助訓練 （大阪湾パイロットボート式会社主催）	洲本港					70
		訪船安全指導	洲本港、神戸港	4		6		
9/19	火	訪船安全指導	東播磨港	5		6		
9/22	金	船員無料健康相談	神戸港（フェリーろっこう船内）				26	
		船舶衛生指導	神戸港		3	2		
		訪船安全指導	神戸港	3		6		
9/25	月	訪船安全指導	神戸港	1		3		
9/26	火	訪船安全指導	神戸港	12		8		
9/27	水	訪船安全指導	神戸港	1		3		
9/29	金	訪船安全指導	神戸港	6		7		
9/1～30（土日祝日を除く）　船員無料健康相談　於：サニーピアクリニック							28	
合計 （参加数は延べ数）				83隻	3隻	143名	70名	137名
【うち、但馬地区分】				38隻	0隻	70名	0名	12名

＜資料２＞

第６７回　船員労働安全衛生月間開始式
第５６回　船 員 災 害 防 止 神 戸 大 会

令和５年９月１日(金)１０：００～

次　　第

＜第一部＞

１．開　　会

２．主催者挨拶　神戸地方船員労働安全衛生協議会　会長　　瀧源　創八

３．主唱者挨拶　神戸運輸監理部長　　臼井　謙彰

４．来賓挨拶　　神戸市港湾局副局長　　小沢　彰史　氏

　　全日本海員組合　関西地方支部長　　浦　隆幸　氏

　　船員災害防止協会　総務部長　　鈴木　勝也　氏

５．神戸地方船員労働安全衛生功績者表彰

６．船員災害防止協会優良会員認定証交付

７．船員災害防止大会宣言　　船員災害防止協会　神戸支部長　　酒井　隆司

＜第二部＞

８．保護具メーカー等説明

＜第三部＞

９．特 別 講 演

　　演題　『船員の為の腰痛予防対策』

　　講師　一般財団法人神戸マリナーズ厚生会　神戸マリナーズ厚生会病院

　　リハビリテーション科　係長　清水　啓介　氏

10. 閉　　会

令和5年9月6日　日本海事新聞

災害防止へ一丸 決意新たに

訪船指導や無料相談も

「船員労働安全衛生月間」初日の1日、神戸地区の月間開始式と船員災害防止大会が神戸市内であった。30日までの期間中、神戸港や姫路港などの港湾で停泊中の船舶に訪問指導をするほか、船員健康無料相談や海中転落者救助訓練を行う。

開始式では、主催者の神戸地方船員労働安全衛生協議会の瀧澤創八会長（ケイラインローローバルクシップマネージメント取締役専務執行役員）があいさつ。コロナ禍で船員災害防止に取り組んできた関係者に敬意を示すとともに、「十分な体調管理を行い、月間活動を進めてほしい」などと話した。

また、主唱者あいさつでは臼井謙彰神戸運輸監理部長が「災害による死傷事故は家族に悲しみをもたらし、企業にとっても負担となる」と指摘。船員法改正で働き方改革が進んでいることにも触れ、災害防止に一丸となり取り組むよう訴えた。

来賓からは神戸市港湾局の小沢彰史副局長が「事故のない港は神戸港の活性化にもつながる」と述べた。また、全日本海運組合の浦隆幸関西地方支部長は「安全なくして労働なしは職場の原点だ」と強調。船員災害防止協会（船災防）本部の鈴木勝也総務部長は「月間中の効果的な活動を期待したい」と話した。

大会では、同月間の安全衛生活動を遂行してきた大阪湾パイロットボートと大阪湾水先艇の両社に対し、その功績をたたえ感謝状が贈られた。

その後、船災防神戸支部の酒井隆司支部長（八馬汽船社長）が大会宣言し、「安全で魅力ある職場づくりに取り組まねばならない。初心に立ち返り、船員災害の減少を目指して大いなる成果を上げるべく、活動を推進していくことを誓う」と述べた。

船災防神戸支部優良会員認定社＝八馬汽船▽ケイラインローローバルクシップマネージメント▽神戸航運▽神鋼物流▽神協海運▽泰州神戸支店▽新丸菱海運▽昌和鉱油▽内海曳船

神戸市内で開かれた船員労働安全衛生月間の開始式と船員災害防止大会

船員労働安全衛生月間、神戸でスタート

月間開始式及び船員災害防止大会

令和5年8月24日　読売新聞

漁解禁控え 漁船点検

香住海保など4年ぶり

9月1日の沖合底引き網漁とベニズワイガニ漁の解禁を前に、国土交通省神戸運輸監理部と香住海上保安署は23日、漁船の安全点検を始めた。25日までに但馬地域5漁港の計39隻について海中転落事故の防止策を中心に確認する。

船員の災害防止などを啓発する「船員労働安全衛生月間」（9月）に伴う点検で、新型コロナウイルス禍を経て4年ぶりに実施した。

初日は、香美町の香住漁港で沖合底引き網漁船と カニかご漁船の計14隻を点検。運輸監理部と海上保安署の職員らが乗り込み、救命設備の点検記録や船内での転倒・回転部接触への防止対策などについて船長から聞き取りをしながら調べた。

沖合底引き網漁船「共進丸」（95トン）の福本吉彦船長(62)は「日本海の水温が例年よりも高く、不安もある。熱中症など船員の体調管理に気を配って操業したい」と話した。

福本船長（右から2人目）から説明を受けながら漁船を点検する担当者ら（香美町で）

漁船訪船指導（但馬地区）

令和5年8月25日　毎日新聞

船員の安全 第一に

香住漁港で漁船点検

船長（中央）から船上での作業の流れと安全確保について聞き取りをする神戸運輸監理部職員ら＝香美町香住区で

沖合底引き網漁とベニズワイガニかご漁が解禁される9月1日を前に、乗組員の事故防止のための安全点検が23日、香美町香住区の香住漁港西港から始まった。9月の船員労働安全衛生月間も控え、国土交通省神戸運輸監理部が香住海上保安署と協力して停泊中の漁船を点検する。

但馬・浜坂2漁協に所属する沖合底引き船、ベニかご船を対象に毎年、この時期に実施。新型コロナウイルス感染拡大で漁協の指導員が点検を受け持つ時期もあり、運輸監理部による活動は4年ぶり。ほかに香美町の柴山、新温泉町の浜坂、諸寄、豊岡市の津居山の4漁港で順次、25日まで実施される。

対象約40隻のうち14隻が停泊中の香住漁港西港では運輸監理部職員ら約20人が手分けをして乗船。船長から操業中の作業の流れを聞き取り、作業用救命衣や救命設備の状態、記載された記録簿の内容をチェックしていた。

点検に立ち会った沖合底引き船の福本吉彦船長(62)は、解禁と共に乗組員10人でノドグロやエテガレイなどを捕るという。「熱中症も含め、まずは事故なしの安全操業第一に努める」と話した。【浜本年弘】

漁船訪船指導（但馬地区）

令和5年8月29日　日本海新聞

船舶の点検 入念に

解禁を前に 香住海保など

船長（中央）から船の安全性を聞き取る職員＝23日、香美町香住区若松の香住漁港西港

9月1日の沖合底引き網漁解禁を前に、神戸運輸監理部と香住海上保安署は23～25日、合同で但馬地域の沖合底引き網漁船の安全点検を実施した。船内環境や救命設備を入念に点検し、安全意識の向上を図った。

点検は9月の「船員労働安全衛生月間」の一環。コロナ禍で一時中止していたが、4年ぶりに再開した。23日の香住漁港を皮切りに、24日に同町の柴山港と新温泉町の浜坂、諸寄両漁港、25日に豊岡市の津居山漁港で行い、計41隻を点検した。

初日の香住漁港では、職員約20人が底引き漁船14隻を点検した。船長への聞き取りをはじめ、船員手帳や航海日誌、法定書類がそろっているかを確認。救命胴衣や救命いかだといった安全装備の性能もチェックした。

点検を受けた沖合底引き網漁船、共進丸（95トン）の福本吉彦船長(62)は「船員の安全や体調管理に気をつけ、熱中症やけががないよう務めたい」と安全操業を誓った。（前田一樹）

漁船訪船指導（但馬地区）

令和5年9月22日　日本海事新聞

大阪湾パイロットボート

水先人救助訓練を実施

落水者引き上げ体験

早駒運輸グループの大阪湾パイロットボート（本社・神戸市、渡辺真二社長）は15日、兵庫県・淡路島の洲本港で水先人や水先船乗組員の海中転落事故を想定した救助訓練を行った。訓練には約70人が参加。数回にわたり、落水者に見立てた人を実際に海中から引き上げた。

同訓練は、水先人の乗下船時の安全を確保することや、万一の事故に遭遇した場合に備えて必要な知識と技術を習得することを目的に、9月の「船員労働安全衛生月間」の一環として毎年実施している。

当日は同社やグループ会社に加え、神戸運輸監理部、大阪湾水先区水先人会も参加。パイロットボート「ひょうご」から水先人に扮した乗組員が実際に海に入水、転落者を見失った場合やすぐに救助できた場合などを想定して訓練した。

ボートに備え付けの救助リフターやポータブルリフターを用い落水者を救助するとともに、海難事故処理体制に基づき関係各所と通信訓練も実施した。その後、大阪湾水先区水先人会や神戸運輸監理部がそれぞれ講評した。

訓練では実際に海中から落水者を引き上げた

海中転落者救助訓練（洲本港）

令和5年9月27日　海事プレス

大阪湾パイロット、海中転落者救助訓練

早駒運輸グループの大阪湾パイロットボート（神戸市、渡辺真二社長）は15日、海中転落者救助訓練を淡路島の洲本港で行った。救助ポータブルリフターを使用したり、関係各所と通信するなどした。ガス膨張式救命胴衣の検証、AED講習会も行った。国土交通省神戸運輸監理部、大阪湾水先区水先人会など含めて約70人が参加した。

救助訓練の様子

海中転落者救助訓練（洲本港）

船員労働安全衛生月間　広報活動状況調査　結果概要

各団体・機関により構成された活動委員25者に対してアンケートを実施したところ、19者から回答があった。結果は以下のとおり。

1. 広報活動の周知先

周知先	回答者数
船舶所有者（会員含む）	14者
船舶	12者
その他（来庁者、局内）	2者

2. 広報物の配布

配布物	回答者数
月間ポスター	14者
標語ポスター	14者
船員災害防止協会パンフレット等	13者
広報用グッズ（タオル等）	10者
その他	0者

3. 横断幕等の掲揚・その他の掲示

配布物	回答者数
横断幕	5者
のぼり	3者
緑十字	1者
ポスター	16者

4. 月間関係記事などの掲載について

配布物	回答者数
機関誌紙・会報	2者
ホームページ	0者
SNS	0者

5. その他広報活動の実施

・テロ対策訓練をboh boh KOBE船内で実施（9月5日)し、関西テレビ、新聞一般紙、業界紙で紹介された。
・訪船パトロールを実施し、その際に月間について説明。

6. 広報活動における工夫点

・船橋や食堂など、全員が見える場所へのポスターの掲示を求めた。
・ポスターやのぼりは船舶関係者本人だけでなく、来組される組合員や船員のご家族　などにも目に入るような場所に掲示するようにしている。

7. 事務局への要望、気付いた点等

・特に回答なし

月間中の訪船指導船舶数

区分＼船種		漁　船	一般船舶	計
実施地区別	神　戸　地　区		37	37
	尼崎西宮芦屋地区			0
	東　播　磨　地　区		5	5
	淡　路　地　区		3	3
	但　馬　地　区	38		38
合　計		38	45	83
総トン数別	100トン未満	33	15	48
	100～699トン	5	25	30
	700～2,999トン		3	3
	3,000トン以上		2	2

＜資料6－1＞

令 和 5 年 度 月 間 訪 船 指 導 結 果

訪船指導船舶数	漁船						一般船舶					合計
	14	7	12	3	2	38	37		5	3	45	83
不備等指導船舶数	2	4	6	2	2	16						16
点検項目・内容	香住	柴山	津居山	浜坂	諸寄	漁船小計	神戸	尼西芦	東播磨	淡路	漁船以外小計	合計
○通行及び足場の安全												
1 歩み板、舷ていの状態（巾40cm以上、踏みさん、手すりなど）												
2 床面の凸凹箇所、突出物への安全カバー又は警戒塗色	1	2	2		1	6						6
3 頭などがぶつかるおそれのある箇所に被覆又は警戒塗色												
4 床面及び通路の整理整頓状況(安全な通路巾の確保など）												
5 船内の昇降階段、手すり等の状態（破損、腐食の有無など）												
6 墜落危険箇所への安全索等の防護措置												
○機械その他の危険な個所に対する防護措置												
1 動力伝導部分への安全カバー等による接触防護措置												
2 蒸気、排気ガス管等への被い等による接触防護措置												
○その他の危険からの防護及び安全標識												
1使用済みウエス入れの状態（不燃性のふた付き容器）												
2脱出経路を示す夜光指示標識		1	1		1	3						3
3清水管、消火栓等への正しい色分け												
4配電盤への高電圧危険標識												
5その他安全標識（ペイントストア、バッテリー置場、消火器具置場など）												
○プロパンガスの管理												
1ボンベ置場の状態（直射日光除け被い、固定方法、通風換気など）												
2配管の状態（耐圧ホース、腐食の有無など）												
3ボンベ置場への火気厳禁標識												
4ガス器具を使用する場所の換気及び器具固定の状況												
○保護具及び検知器具												
1保護帽、安全靴、保護眼鏡等の備置												
2危険作業に応じた保護具の備置（安全ベルト、作業用救命衣など）												
3積荷等に応じた検知器具の備置（酸素検知器、ガス検知器など）												
○飲用水の管理												
1公的機関における水質検査による適合（年1回以上）												
2遊離残留塩素含有率測定による適正管理（月1回以上測定、0．1mg／ℓ以上）	1	1	1			3						3
○調理場、食堂等の衛生保持												
1調理場、食堂等の状態												
2残飯保管容器の状態（ふた付き容器）												
○安全衛生管理・記録												
1安全衛生教育の状況(船内ミーティング、船主等の訪船指導、陸上での研修など）												
2安全衛生デーの設定												
3安全担当者記録簿の備置及び記載状況				1		1						1
4衛生担当者記録簿の備置及び記載状況												
5操舵設備の発航前検査記録（公用航海日誌等）の記載状況												
指導件数計	2	4	4	1	2	13						13

＜資料6－2＞

安全衛生チェックリスト

★点検結果記号：「○」＝良好、「△」＝一部不鮮明･やや不良、「×」＝不良･不備、「－」＝該当事項なし

【安全関係】

Ⅰ通行及び足場の安全	甲　板	機　関
１歩み板、舷ていの状態（巾４０cm以上、踏みさん、手すりなど）		
２床面の凹凸箇所、突出物への安全カバー又は警戒塗色		
３頭などがぶつかるおそれのある箇所に被覆又は警戒塗色		
４床面及び通路の整理整頓状況（安全な通路巾の確保など）		
５船内の昇降階段、手すり等の状態（破損、腐食の有無など）		
６墜落危険個所への安全索等の防護措置		
Ⅱ機械その他の危険な個所に対する防護措置		
１動力伝導部分への安全カバー等による接触防護措置		
２蒸気、排気ガス管等への被い等による接触防護措置		
Ⅲその他の危険からの防護及び安全標識		
１使用済みウエス入れの状態（不燃性のふた付き容器）		
２脱出経路を示す夜光指示標識		
３清水管、消火栓等への正しい色分け		
４配電盤への高電圧危険標識		
５その他安全標識（ペイントストア、バッテリー置場、消火器具置場など）		
Ⅳプロパンガスの管理		
１ボンベ置場の状態（直射日光除け被い、固定方法、通風換気など）		
２配管の状態（耐圧ホース、腐食の有無など）		
３ボンベ置場への火気厳禁標識		
４ガス器具を使用するの場所の換気及び器具固定の状況		
Ⅴ保護具及び検知器具		
１保護帽、安全靴、保護眼鏡等の備置		
２危険作業に応じた保護具の備置（安全ベルト、作業用救命衣など）		
３積荷等に応じた検知器具の備置（酸素検知器、ガス検知器など）		

【衛生関係】

Ⅰ飲用水の管理	
１公的機関における水質検査による適合（年１回以上）	
２遊離残留塩素含有率測定による適正管理（月１回以上測定、０．１mg／㍑以上）	
Ⅱ調理場、食堂等の衛生保持	
１調理場、食堂等の状態	
２残飯保管容器の状態（ふた付き容器）	

【安全衛生管理体制、記録関係】

１安全衛生教育の状況(船内ミーティング、船主等の訪船指導、陸上での研修など)	
２安全衛生デーの設定	
３安全担当者記録簿の備置及び記載状況	
４衛生担当者記録簿の備置及び記載状況	
５操舵設備の発航前検査記録（公用航海日誌等）の記載状況	

【備考】 △及び×とした事項等について具体的に記入し、早期に改善してください。

記入例：機関室からの脱出経路に夜光指示標識がなかったので、会社へ購入を依頼した。

＜資料７＞

船舶飲用水の水質検査結果

対象船舶	航行区域	採水月日	採水場所	検査項目											判定
				一般細菌	大腸菌	亜硝酸態窒素	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	塩化物イオン	有機物	pH値	味	臭気	色度	濁度	
A船	沿海	9/22	調理室	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	適
B船	沿海	9/22	調理室	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	適
C船	近海	9/22	食堂	×	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	不適

＜参考＞飲用水の水質検査基準

検査項目	水質基準
一般細菌	1mℓ中に100個以下
大腸菌	100mℓ中に検出されないこと
亜硝酸態窒素	1ℓ中に0．04mg以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1ℓ中に10mg以下
塩化物イオン	1ℓ中に200mg以下
有機物（全有機炭酸の量）	1ℓ中に3mg以下
pH値	5．8～8．6
味	異常でないこと
臭気	異常でないこと
色度	5度以下
濁度	2度以下

事故撲滅のための調査票　集計結果

当地区の船舶所有者（漁船除く）**68者・210隻**より報告があったものを集計したところ、結果は以下のとおりであった。（調査票の様式は次頁のとおり）

1．船舶への乗降施設について（労安則19）	該当する	該当しない	不明
①常時利用できる乗降用設備がある（５点）	158(74.9%)	35(16.6%)	18(8.5%)
②乗降施設は幅40cm以上あり、手すりがついている（５点）	146(69.2%)	47(22.3%)	18(8.5%)
③転落防止ネットを設置している（５点）	62(29.4%)	131(62.1%)	18(8.5%)
④乗降施設付近に常時使用できる救命浮環がある（５点）	148(70.1%)	45(21.3%)	18(8.5%)
⑤過去３年以内に船舶への乗降にかかる転倒・転落事故があった（△３点）	3(1.4%)	190(90.0%)	18(8.5%)

2．海中転落防止について（労安則27-2）			
①救命衣等着用を徹底している	179(84.8%)	13(6.2%)	19(9.0%)
②救命胴衣等を定期的に点検している	188(89.1%)	4(1.9%)	19(9.0%)
③保護柵を設けている（５点）	103(48.8%)	89(42.2%)	19(9.0%)
④海中転落防止のための教育を実施している（５点）	179(84.8%)	13(6.2%)	19(9.0%)
⑤過去３年以内に海中転落事故があった（△３点）	10(4.7%)	182(86.3%)	19(9.0%)

3．重大事故防止について			
①転倒危険箇所にトラマークを塗るなど、転倒防止策を講じている（５点）	201(95.3%)	8(3.8%)	2(0.9%)
②階段の滑り止めや保護索の設置等、転落防止策を講じている（５点）	192(91.0%)	17(8.1%)	2(0.9%)
③機関の回転部等に接触防止の囲いを設置している（５点）	197(93.4%)	12(5.7%)	2(0.9%)
④過去３年以内に船内での転倒・転落事故があった（△３点）	6(2.8%)	203(96.2%)	2(0.9%)

4．船内における安全衛生管理体制について			
①船内安全衛生委員会を設置している（５点）	168(79.6%)	36(17.1%)	7(3.3%)
②日常的にミーティングを行っている（５点）	194(91.9%)	10(4.7%)	7(3.3%)
③船員労働安全衛生月間のポスター、標語ビラを掲示している（５点）	168(79.6%)	36(17.1%)	7(3.3%)

5．安全・衛生記録について（労安則5、8）			
①安全担当者記録簿に適切な記載がある（５点）	187(88.6%)	4(1.9%)	20(9.5%)
②衛生担当者記録簿に適切な記載がある（５点）	181(85.8%)	10(4.7%)	20(9.5%)
③新規乗船者に対する教育とその記録がある（５点）	117(55.5%)	74(35.1%)	20(9.5%)

6．アルコール検査体制について			
①アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築している（５点）	188(89.1%)	15(7.1%)	8(3.8%)
②当直前には必ずアルコール検査を実施し、記録もされている。（５点）	186(88.2%)	17(8.1%)	8(3.8%)
③アルコール検査は、第三者の立ち会いの下、実施している。（５点）	150(71.1%)	53(25.1%)	8(3.8%)

※少数点以下第2位を四捨五入しているため、百分率の値の合計が必ずしも100%にならない場合がある。

目指せ！100点　無くせ！死亡災害

神戸地方船員労働安全衛生協議会

事故撲滅のための自主点検チェックシート

船舶所有者名：	点検者氏名：
船　　名：	点検年月日：

★　該当する選択肢を〇で囲み、右欄に合計点を記載しましょう。

1．船舶への乗降施設について（労安則19）　　1．小計　点

①常時利用できる乗降用設備がある（5点）
②乗降施設は幅40cm以上あり、手すりがついている（5点）
③転落防止ネットを設置している（5点）
④乗降施設付近に常時使用できる救命浮環がある（5点）
⑤過去3年以内に船舶への乗降にかかる転倒・転落事故があった（△3点）

2．海中転落防止について（労安則27-2）　　2．小計　点

①救命衣等着用を徹底している（5点）
②救命胴衣等を定期的に点検している（5点）
③保護柵を設けている（5点）
④海中転落防止のための教育を実施している（5点）
⑤過去3年以内に海中転落事故があった（△3点）

3．重大事故防止について　　3．小計　点

①転倒危険箇所にトラマークを塗るなど、転倒防止策を講じている（5点）
②階段の滑り止めや保護索の設置等、転落防止策を講じている（5点）
③機関の回転部等に接触防止の囲いを設置している（5点）
④過去3年以内に船内での転倒・転落事故があった（△3点）

4．船内における安全衛生管理体制について　　4．小計　点

①船内安全衛生委員会を設置している（5点）
②日常的にミーティングを行っている（5点）
③船員労働安全衛生月間のポスター、標語ビラを掲示している（5点）

5．安全・衛生記録について（労安則5、8）　　5．小計　点

①安全担当者記録簿に適切な記載がある（5点）
②衛生担当者記録簿に適切な記載がある（5点）
③新規乗船者に対する教育とその記録がある（5点）

6．アルコール検査体制について　　6．小計　点

①アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築している（5点）
②当直前には必ずアルコール検査を実施し、記録もされている。（5点）
③アルコール検査は、第三者の立ち会いの下、実施している。（5点）

１００点	法律要件以上のことが出来ています。この状態を維持しましょう。
８０～９９点	安全のための備えは出来ているでしょう。でも油断は禁物です。
５０～７９点	不安はありませんか？改良点はまだまだあるはずです。
～４９点	危険因子があります。ただちに改善しましょう。

合計点　点

令和５年度（第６７回）
船員労働安全衛生月間活動委員名簿

総　務　班

瀧　源　創　八	神戸地方船員労働安全衛生協議会会長
髙　橋　元　明	(一社)日本船主協会　阪神地区船主会
加　藤　　栄	船員災害防止協会　神戸支部
上　原　颯　馬	全日本海員組合　関西地方支部
石　定　正　則	兵庫海運組合
溝　渕　裕　章	全国内航輸送海運組合
大　和　　晋	神戸港はしけ運送事業協同組合
大　塚　臣　介	扇洋会
森　本　卓　司	協同組合神戸タグ協会
峰　　浩　司	兵庫県農林水産部水産漁港課
渡　邊　浩　司	神戸市港湾局経営企画課
矢　野　祐　一	神戸市健康局環境衛生課
豊　岡　哲　司	(一財)神戸マリナーズ厚生会　神戸マリナーズ厚生会病院
山　本　康　治	(一財)サニーピア医療保健協会　サニーピアクリニック
田　中　　暁	早駒運輸グループ
山　内　伸　也	内海水先区水先人会
伊　藤　綾　子	大阪湾水先区水先人会
上　村　　良	全国内航タンカー海運組合関西支部
三　井　聡　美	神戸大学大学院　海事科学研究科
柿　田　志　朗	香住海上保安署
井　筒　樹　兵	兵庫県但馬県民局　但馬水産事務所
大　垣　沙　貴	但馬漁業協同組合香住支所
福　丸　美　香	但馬漁業協同組合柴山支所
濵　本　晶　愛	但馬漁業協同組合津居山支所
中　村　　彰	浜坂漁業協同組合本所
山　西　長　豊	浜坂漁業協同組合諸寄支所
東　　繁　樹	神戸運輸監理部

安全指導班

門　林　幸　佑	(一社)日本船主協会　阪神地区船主会
中　野　達　也	全日本海員組合　関西地方支部
大　和　　晋	神戸港はしけ運送事業協同組合
大　塚　臣　介	扇洋会

髙木敏行	兵庫県農林水産部水産漁港課
渡邊浩司	神戸市港湾局経営企画課
田中暁	早駒運輸グループ
上村良	全国内航タンカー海運組合関西支部
三井聡美	神戸大学大学院　海事科学研究科
柿田志朗	香住海上保安署
井筒樹兵	兵庫県但馬県民局　但馬水産事務所
西上剛生	兵庫県漁業協同組合連合会　但馬支所
駒居慧一	但馬漁業協同組合香住支所
川本洋	但馬漁業協同組合柴山支所
藤本平	但馬漁業協同組合津居山支所
中村彰	浜坂漁業協同組合本所
山西長豊	浜坂漁業協同組合諸寄支所

衛生指導班

末原整	(公社)日本海員掖済会　神戸掖済会病院
吉岡秀樹	(一財)神戸マリナーズ厚生会　神戸マリナーズ厚生会病院
山本康治	(一財)サニーピア医療保健協会　サニーピアクリニック

事務局

加藤栄	船員災害防止協会　神戸支部
小南誠	神戸運輸監理部
大角実久	神戸運輸監理部
長谷川学	神戸運輸監理部

神戸地方船員労働安全衛生協議会・構成員名簿

1　(一社)日本船主協会　阪神地区船主会
2　船員災害防止協会　神戸支部
3　全日本海員組合　関西地方支部
4　兵庫海運組合
5　全国内航輸送海運組合
6　神戸港はしけ運送事業協同組合
7　神戸旅客船協会
8　兵庫県漁業協同組合連合会
9　扇洋会
10　協同組合神戸タグ協会
11　(一財)日本船舶職員養成協会近畿
12　兵庫労働局労働基準部　労災補償課
13　兵庫県農林水産部　水産漁港課
14　兵庫県但馬県民局豊岡農林水産振興事務所　但馬水産事務所
15　神戸市港湾局　経営企画課
16　神戸市健康局　環境衛生課
17　神戸市保健所　東部衛生監視事務所
18　神戸検疫所
19　神戸海上保安部
20　(公社)日本海員掖済会　神戸掖済会病院
21　(一財)神戸マリナーズ厚生会　神戸マリナーズ厚生会病院
22　(一財)サニーピア医療保健協会　サニーピアクリニック
23　神戸船具商組合
24　早駒運輸グループ
25　(一社)兵庫県小型船舶工業会
26　兵庫県漁業協同組合連合会　但馬支所
27　内海水先区水先人会
28　大阪湾水先区水先人会
29　日本押船土運船協会
30　全国内航タンカー海運組合　関西支部
31　(一財)神戸観光局　港湾振興部
32　神戸大学大学院　海事科学研究科
33　独立行政法人海技教育機構　神戸分室
34　香住海上保安署
35　但馬漁業協同組合
36　浜坂漁業協同組合
37　神戸運輸監理部　海上安全環境部